

新型コロナウイルス感染症の対応に関わる要望に対する 福岡県の対応について（令和2年6月26日）

【要望1】マスク、消毒液等の衛生用品の確保に係る特段の支援

マスク、消毒液、手袋、ガウン・エプロン、ゴーグル等の衛生用品の確保については、国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾」による施策にもとづき、福岡県においてもその対応が図られているところですが、依然として購入が困難な状況が続いており、また、購入価格も高騰するなかで、備蓄等の不足が懸念される施設も少なからずあり、特に、必要性の高いマスク、消毒液については在庫に不安を抱えている施設が相当数ある状況となっております。

あらためて、福岡県における衛生用品等の確保に係る積極的な対応の促進と優先的な配布等について早急な支援をお願いします。

また、購入価格が高騰し、さらなる対応の長期化が予想されていることなどを踏まえ、各施設における衛生用品当の購入費用について財政上の特段のご配慮をお願いします。

【県の対応について】

○県内の介護事業所等に対し、既定予算を流用し、消毒液約4万リットルを2回（4月・5月）に分けて配布。また、マスクについて5月に約210万枚を配布。

○6月補正予算において、クラスターが発生した介護事業所等に対して、緊急に配布できるよう、防護具（フェイスシールド、ガウン、ゴーグル、手袋 各12,600枚）や消毒液45ℓを県で購入し、各保健所等に備蓄する予算を計上。

○介護事業所等の感染症対策による掛かり増し軽費を支援するため、6月補正予算において、国の予算を活用し、衛生用品の購入経費等に対する助成事業のための予算を計上。

【要望2】事業所活動の自粛及び休業に関するガイドラインの策定

事業所が所在する市町村あるいは隣接する市町村において、新型コロナウイルス感染症が発生あるいは拡大の様相を呈したとき、その防止のため、事業所がサービス提供を自粛又は休業を検討せざるを得ない状況に至ったときに、その判断根拠として、福岡県においてガイドラインの策定を早急をお願いします。

また、県内福祉施設等において感染が発生した場合の具体的な対応方法等について、当該施設等での対応が収束した段階に至るまでの情報共有についてもお願いします。

【県の対応について】

○感染症の発生段階に応じて事業所等が感染症対策として対応すべき内容として、「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン」に記載。

○業務継続はサービス種別や利用者・職員の状況にあわせ、事業者ごとに計画を作成するものであり、県において、事業者の休業判断を一律に示すことは困難である。

現在、国が2次補正において当該計画策定のためのガイドラインを作成することとしている。また、福岡県介護老人保健施設協会が作成した「施設の具体的な対応や発生した問題」に係る資料を、令和2年6月1日付で県内介護施設・事業所に周知情報共有を図った。

○今後、施設内で感染者が発生した場合のクラスター発生防止のため、施設内のゾーニングや感染した入所者の適切な介護など具体的な対応についての研修用動画を作成し、各施設での活用を促していく。

【要望3】感染拡大防止等に係る財政支援措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス提供方法の工夫による感染防止等の取り組みによりその報酬が減収することが容易に予測されますが、中でもその最前線である居宅系サービス事業施設につきましては、地域において必要な福祉サービスを継続して提供できるように福岡県独自の公費による財政支援策をお願いします。

（1）休業時の報酬算定ルールの一斉化

自治体からの要請による休業とともに、地域の感染状況等を踏まえ自治体への報告のもと自主的に休業する場合、利用者の居宅等で一定のサービス提供を行った場合には、報酬算定の対象とすることを可能とする通知が発出されましたが、その算定に必要となる報告等の方法並びに様式等については県内で統一したものを早急に示していただき、現場における事務負担の軽減を図るようお願いします。

また、統一化を図るにあたっては、事前の迅速なサービス計画等の変更が困難であることから、利用者の同意を前提としたサービス提供実績の報告のみを求める等、可能な限り簡便な方法となるようご配慮をお願いします。

【県の対応について】

○4月28日に厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援」に係る通知が発出され、上記取扱いについて示された。

（２）完全休業等に係る緊急の財政支援策

感染の拡大状況等によっては、居宅等での一定のサービス提供等も困難となること
が想定されます。また、感染拡大防止の観点から、県等自治体からの要請等により、
必要最低限のサービス利用、あるいは、家族等による支援をお願いした場合などにお
いて、大幅に利用者が減少することが予測されます。

つきましては、直近の利用者数に応じた報酬算定を可能とする等、従前報酬が保障
されるよう、臨時・応急的な財政支援策の検討を是非ともお願いします。

【県の対応について】

○介護施設・事業所に対し、事業収入の度合いに応じ、下記給付金を支給し事業の
継続を支援。

〔持続化給付金(国)〕

前年同月費の売上が50%以上減少している事業者に対して、最大200万円
を支給。

〔持続化緊急支援金(県)〕

国の持続化給付金の対象とならない、売上が30%以上50%未満減少してい
る事業者に対して、最大50万円の支援金を支給。

○在宅サービス事業所が、在宅サービス利用休止中の利用者に対し、介護支援専門
員と連携したうえで、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行っ
たうえで、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調査を行った場合の経費
を支援することとしている。

（３）感染発生時の福祉サービスの継続、業務継続を支える職員等への支援

感染の拡大を見せる中で、高齢者福祉施設での感染も発生しており、地元市町村や
医療関係者の支援を得ながら厳しい状況に立ち向かっているところではありますが、万
一、感染が発生した場合には、通常のサービス提供の変更・中止等（利用者の分離や
日中サービスの限定等）、限られた職員による勤務シフトによるサービスの継続、職
員の家族等への感染防止措置等、様々な対応の必要も考慮しなくてはなりません。

つきましては、利用者の「命を守る」ために、その使命を抛りどころとしてサービ
ス提供を継続している施設職員への支援を図るため、県独自の給付金等の財政支援策
の検討についてお願いします。

【県の対応について】

・介護施設・事業所に勤務する職員に対し、6月補正予算において、国の予算を活
用し、慰労金を支出することとしている。

利用者が新型コロナウイルス感染症を発症した又は、濃厚接触者となった介護施
設・事業所に勤務し、その発生日以降、陽性者等を含む利用者と接する業務を行っ
た職員1人につき20万円。

それ以外の介護施設・事業所に勤務し、利用者と接する業務を行った職員1人につ
き5万円。

【要望4】PCR検査の優先実施への対応

発熱等が数日に渡り継続している職員に対して、施設における新型コロナウイルスのクラスター発生防止と医療崩壊の観点から、相談窓口、保健所等への周知を図り、優先的に検査を受けられる体制の構築をお願いします。

【県の対応について】

- ・帰国者・接触者外来が59カ所のほか、ドライブスルー方式などによる専門外来が17カ所設置され、現在1日850件程度のPCR検査が可能。
- ・医療機関・高齢者福祉施設等の職員、入院患者、入所者が感染した場合、濃厚接触者及び感染の可能性がある者と判断される者を特定し、これらすべての者に対し検査を実施することとする。

5. 風評被害への対応

全国的に、新型コロナウイルス感染が発生した福祉施設並びにその従事する職員への誹謗中傷及び風評被害等が発生している状況があると聞き及んでいますが、このことは実に残念なことであります。

全国の福祉施設職員が感染リスクを抱えながら、地域の福祉を守り抜くために尽力しているにもかかわらず、そうした中傷、差別・偏見の対象となる事例も少なくありません。

感染者が責められず、治療に専念できること、また、福祉施設職員が正当に評価され、感染拡大防止を第一に考えられる環境を整えることが何よりも重要であると考えます。

つきましては、福岡県としても社会環境の整備に積極的に取り組むとともに、感染が発生した福祉施設においては、職員を先頭に、市町村や医療関係者の温かい支援により徹底した感染拡大防止策を講じていることを広報するなどして、風評被害の拡大についてのご支援をお願いします。

【県の対応について】

・介護従事者など社会を支えている方々やその家族への心無い言動や差別が絶対にあってはならないことについて、県知事自身がラジオ放送や記者会見において県民に呼びかけてきた。

・介護施設・事業所が取り組んでいる感染症対策の内容を県民に正しく理解してもらい、風評被害を防止するため、福岡県老人福祉施設協議会の協力を得て、県民向けの記事「介護の現場における感染症対策の取り組みについて」を作成し、令和2年6月3日に県のホームページに掲載。